

平成26年度

# 精神保健福祉センター報

第43集



福島県精神保健福祉センター

# はじめに

これまで4疾病5事業として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病について医療連携体制を整備することが求められていましたが、平成25年度からは、精神疾患が加えられ、整備対象は5疾病5事業および在宅医療となりました。精神疾患も、ようやく他の病気と同じように扱われるようになってきたと言えます。こうした医療面の考え方の変化とともに、精神保健福祉センターが担う保健と福祉の領域では、まず、保健については、すでに従来から精神保健は保健所の仕事の大きな部分を占めており、市町村でもその役割を担うようになってきています。福祉については、平成18年から障害者自立支援法、平成25年から障害者総合支援法が施行され、身体障害や知的障害と同じ法律によってサービスが実施され、こちらはすでに市町村が中心的な役割を担うようになっていきます。このように精神疾患、精神障害をとりまく状況が変化しつつある中で、それを支える体制も変化の過渡期にあると言えます。たとえば、精神科医療については、多くの都道府県ではまだ精神疾患は他疾患とは別部署で扱われていますが、いずれ統合されていくかもしれません。

その際、解決すべき課題として、精神疾患の入院医療のあり方の問題があります。現在、精神疾患の入院医療は精神保健福祉法のもとで行われていますが、それは多かれ少なかれ、人権の制限を伴い得るものです。入院患者の実情を見ると、そうした制限ない一般の入院医療で対応すべき人も少なからず含まれていますが、そういう制度にはなっていないのです。それは改められるべきでしょうし、それが進む先では、措置入院のようなごく一部の入院医療を除いて、他疾患と同等に扱われるようになるでしょう。

さて、そうすると、精神保健福祉センターの役割はどのように変わっていくのでしょうか？ 福祉部門は3障害が統合されていく可能性は、すでに現時点でも十分にあります。一方、保健部門はどうでしょうか？ 精神保健活動の中心は、だんだんと市町村が担うようになっていくでしょうが、市町村では、当初から精神疾患、精神障害を特別扱いする形にはなっていません。現在のところは、精神保健福祉センターの役割は、市町村等の住民の身近な場で、他の障害、疾患と区別なくサービスを提供できる社会を目指して取り組んでいくことにあります。そして、何年後、あるいは何十年後になるかはわかりませんが、それが進められた時には、精神保健福祉だけに特化したセンターは必要なくなるかもしれませんし、また新たな課題が見出されているかもしれません。それは、その時にどのような時代になっているかということにも左右されることで、いわば時代が決めることです。

平成27年5月

# 目 次

## I 精神保健福祉センターの概要

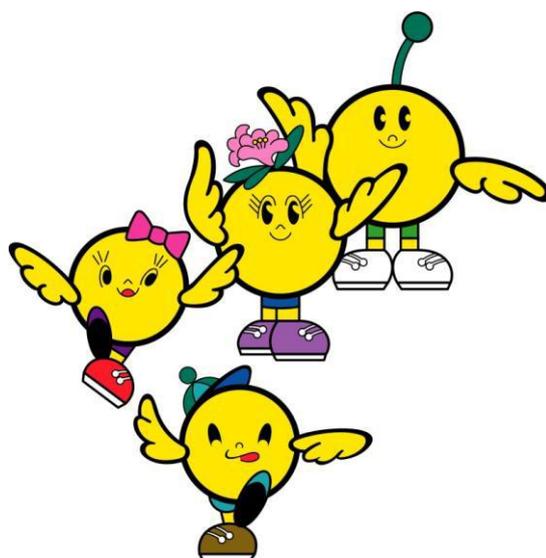
1 沿革	1
2 施設の現況	1
3 職員の構成	2
4 業務の内容	2

## II 業務実績

1 普及啓発	3
2 関係機関職員の教育研修	3
3 技術指導・技術援助	5
4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況	7
5 精神障がい者地域移行・地域定着関連事業	9
6 自殺対策関連事業	12
7 特定相談事業	15
8 薬物関連相談事業	16
9 精神保健福祉協力組織の育成	17
10 福島県精神医療審査会事務	18
11 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認	19

## III 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数	20
2 在院患者数、性・年齢・病類別	20
3 自殺者数の推移	21



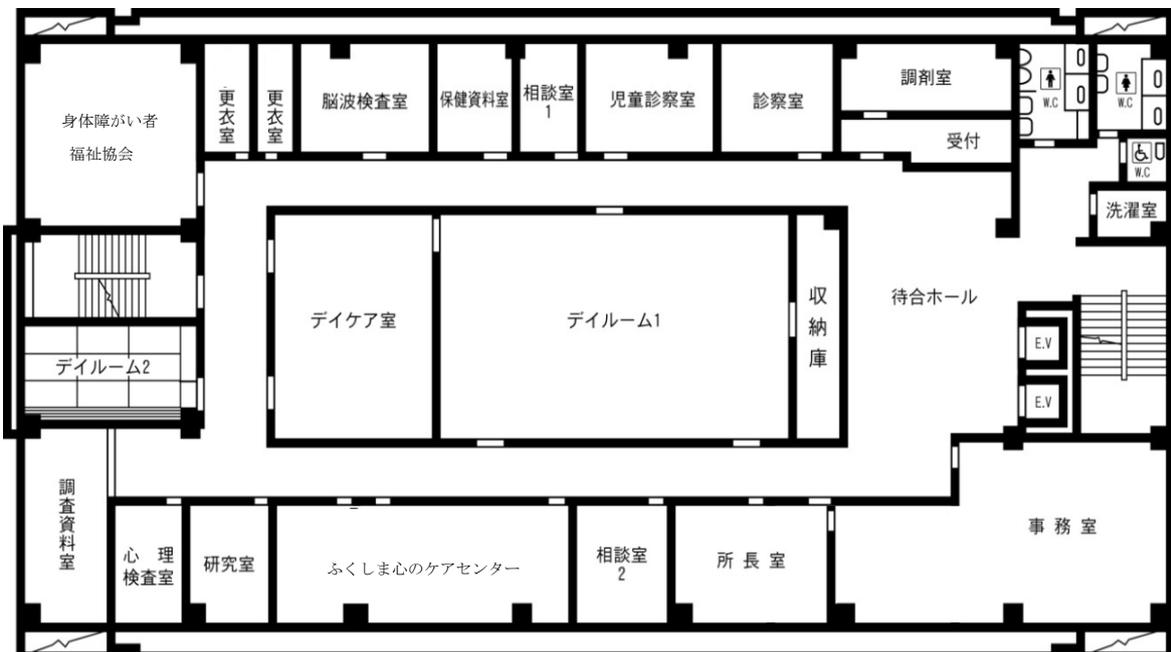
# I 精神保健福祉センターの概要

## 1 沿革

昭和 25 年	精神衛生法制定
昭和 35 年 7 月 1 日	精神衛生相談所を福島保健所（福島市御山町 48）に併設
昭和 39 年	福島県精神衛生相談所条例施行
昭和 40 年	精神衛生法の一部改正
昭和 40 年 6 月 30 日	精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正
昭和 47 年 4 月 1 日	福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行 福島市森合町 10-9 に移転
昭和 62 年	精神衛生法が改正され精神保健法制定
昭和 63 年 7 月 1 日	福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ 福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正
平成 5 年	精神保健法の一部改正 障害者基本法制定
平成 5 年 12 月 13 日	福島県精神保健衛生合同庁舎（福島市御山町 8-30）に移転
平成 7 年	精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に名称変更
平成 7 年 10 月 13 日	福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正 福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正
平成 11 年	精神保健福祉法の一部改正
平成 17 年	精神保健福祉法の一部改正 障害者自立支援法の制定
平成 18 年	自殺対策基本法の制定
平成 24 年	障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定

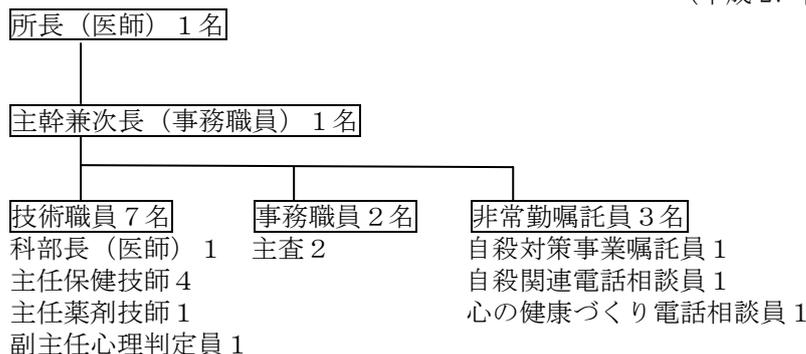
## 2 施設の現況

- (1) 所在地 〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号 福島県保健衛生合同庁舎 5 階
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 m<sup>2</sup>（5 階部分）
- (3) 施設完成日 平成 5 年 11 月 24 日、同 12 月 13 日移転



### 3 職員の構成

(平成 27 年 3 月末現在)



### 4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 精神保健福祉法第 45 条第 1 項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第 22 条第 2 項の規定により、市町村が同条第 1 項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者総合支援法第 26 条第 1 項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他の必要な援助を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例（昭和 47 年福島県条例第 18 号）第 3 条より)

#### ※ 参照法令

##### ア 精神保健福祉法第 45 条第 1 項(精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者(知的障害者を除く。は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

##### イ 障害者総合支援法第 52 条第 1 項(自立支援医療費の支給認定)

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

##### ウ 障害者総合支援法第 22 条(支給要否決定等)

市町村は、第 20 条第 1 項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下「支給要否決定」という。)を行うものとする。

市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第 9 条第 7 項に規定する身体障害者更生相談所(第 74 条及び第 76 条第 3 項において「身体障害者更生相談所」という。)、知的障害者福祉法第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所(以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。)その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

##### エ 障害者総合支援法第 26 条第 1 項(都道府県による援助等)

都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第 19 条から第 22 条まで、第 24 条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

## Ⅱ 業 務 実 績

### 1 普及啓発

#### (1) 研修会等

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
アディクションフォーラム	平成26年12月4日 郡山市音楽・文化交流館 ミュージカルがくと館	105名	○講演「どうしてクスリを使わなければならなかったのか?～薬物依存症の理解と回復支援～」 講師 大石クリニック 院長 大石 雅之 氏 ○磐梯ダルクの仲間たちによる「太鼓」演奏 ○体験談「回復者からのメッセージ」 磐梯ダルク
思春期精神保健セミナー	平成26年10月6日 郡山市労働福祉会館	72名	「思春期のこころと病」 講師 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所児童・思春期精神保健研究部 室長 高橋 秀俊 氏

#### (2) 広報等

##### ア ホームページ

アドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>

トップページアクセス件数 14,853件/年

##### イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

##### ウ アディクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

##### エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

### 2 関係機関職員の教育研修

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
精神保健福祉地域関係職員			
基礎研修	1日目 平成26年7月18日 10:00～16:00 郡山市総合福祉センター	96名	講義「精神保健福祉の課題」 講師 精神保健福祉センター所長 行政説明「精神保健福祉行政の現状」 担当者 福島県保健福祉部障がい福祉課職員 講義「精神疾患の理解と対応」 講師 医療法人稔聖会 こおりやまほっとクリニック 院長 白瀧 光男 氏
	2日目 平成26年7月28日 10:00～16:00 郡山市総合福祉センター	92名	講義「地域で生活を支えるために —社会資源の活用—」 講師 社会福祉法人郡山コスモス会 施設長(精神保健福祉士) 水野 博文 氏 講義・演習「精神保健福祉相談の基本」 講師 財団法人金森和心会針生ヶ丘病院 リハビリテーション課長 本間 真 氏

テーマ別研修会	平成 26 年 10 月 28 日 13:30～16:30 郡山市音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館）	156名	講義「大人の発達障害への理解と対応」 講師 福島大学大学院人間発達文化研究科 学校臨床心理専攻 教授 内山 登紀夫 氏
	平成 26 年 11 月 17 日 10:00～16:00 郡山市総合福祉センター	61名	講義及び演習「CRAFT～若者を社会につなげるために 家族ができること～」 講師 一般社団法人 SCS カウンセリング研究所 国立精神・神経医療研究センター精神保健 研究所 臨床心理士 野中 俊介 氏
	平成 27 年 2 月 3 日 13:30～16:00 郡山市音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館）	109名	テーマ「パーソナリティ障害を抱えて社会を生きる こととその支援とは」 ①講演「パーソナリティ障害の特徴と支援の実際」 講師 NPO 法人のびの会 臨床心理士 武田 綾 氏 ②家族の体験談 ③トークディスカッション
災害時の心の ケア研修会	平成26年11月13日 13:30～16:00 郡山市音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館）	21名	行政説明「福島県心のケアマニュアル」について 説明者 精神保健福祉センター 担当者 講演「災害時の心のケア」 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研 究所 災害時のこころのの情報支援センター 情報支援研究室長 渡 路子 氏
地域ケア検討会	定例 平成 25 年 5 月 15 日 6 月 17 日 10 月 17 日 12 月 27 日 平成 26 年 1 月 15 日 随時 平成 25 年 4 月 17 日 5 月 27 日 9 月 17 日 計 8 回	10名 8名 9名 8名 9名 10名 6名 6名 計66名	精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての 事例検討  検討事例数 実6事例・延べ6事例

#### 【学生実習】

ポラリス保健看護学院	3名
福島大学大学院教育学研究科	9名
福島看護専門学校	39名
福島東稜高等学校看護専攻科	24名
福島県立総合衛生学院看護学科	41名

#### 【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図 書	ビデ オ
3 件	0 件

### 3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

#### (1) 技術援助・技術指導分類別内訳

区 分	技術指導・援助（延件数）												
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コー ル	薬物	ギャン ブル	思 春 期	心の 健康 づく り	ひき こも り	自殺関 連	犯罪 被害	災害	その 他	計
保 健 所	0	2	0	2	1	1	1	8	97	0	0	9	121
市町村	0	3	3	1	1	0	4	1	23	3	2	1	42
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	7	9
医 療 施 設	0	3	4	0	0	0	1	0	5	0	0	0	13
介護老人保健施設	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
障害者支援施設	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	4
そ の 他	3	6	10	8	1	2	3	11	46	1	13	77	181
実施件数	3	41	17	11	3	3	11	20	173	5	15	97	399

#### (2) 職員の派遣及び関連会議等への出席状況

##### ア 保健所等

依 頼 機 関	内 容	担 当
県保健福祉事務所	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
市保健所	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
市町村	生活保護書類審査	医師
	自殺予防ゲートキーパー養成研修会	医師
	犯罪被害者心のケア会議	医師、保健師
	市町村自殺対策主管課長担当者会議	医師、保健師
	自殺予防街頭キャンペーン	保健師、自殺対策専門員
	自殺予防セミナー	保健師
	自殺対策事業打ち合わせ	保健師、自殺予防専門員
	うつ病家族教室	保健師
	ひきこもり家族教室	保健師
	ひきこもりケース会議	保健師
	精神保健福祉連絡会議	保健師

##### イ 県部局等

依 頼 機 関	内 容	担 当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師
人事課	休職者対応マニュアル打ち合わせ	医師
高齢福祉課	介護予防市町村支援委員会	保健師
児童家庭課	児童扶養手当等障害審査	医師
	ドメスティックバイオレンス対策連携会議	心理判定員

障がい福祉課	精神保健福祉審議会	医師
	精神科救急情報センター連絡会議	医師
	精神科病院実地審査	医師
	自殺対策推進協議会	医師
	知的障害者相談	医師
	D P A T会議	医師
	精神保健福祉担当者会議	保健師
	通報担当者会議	保健師
	自殺対策担当者会議	保健師
	福島県自立支援協議会	保健師
	福島県自立支援協議会人材育成部会	保健師
薬務課	薬物中毒対策連絡会議	医師、薬剤師
	薬物中毒対策講習会	薬剤師
	薬物乱用防止指導員連絡協議会	薬剤師
	麻薬覚醒剤乱用防止運動福島県大会	薬剤師
	麻薬・覚醒剤乱用防止運動福島県大会ボランティア研修会	薬剤師

#### ウ 教育委員会

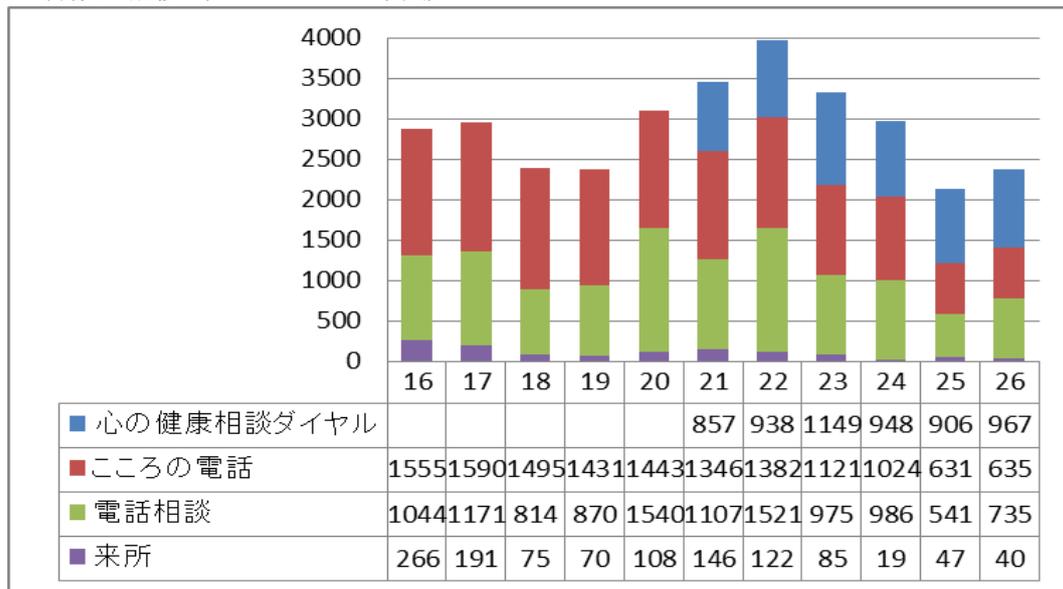
依頼機関	内容	担当
福島県教育委員会	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師

#### エ その他の関係機関

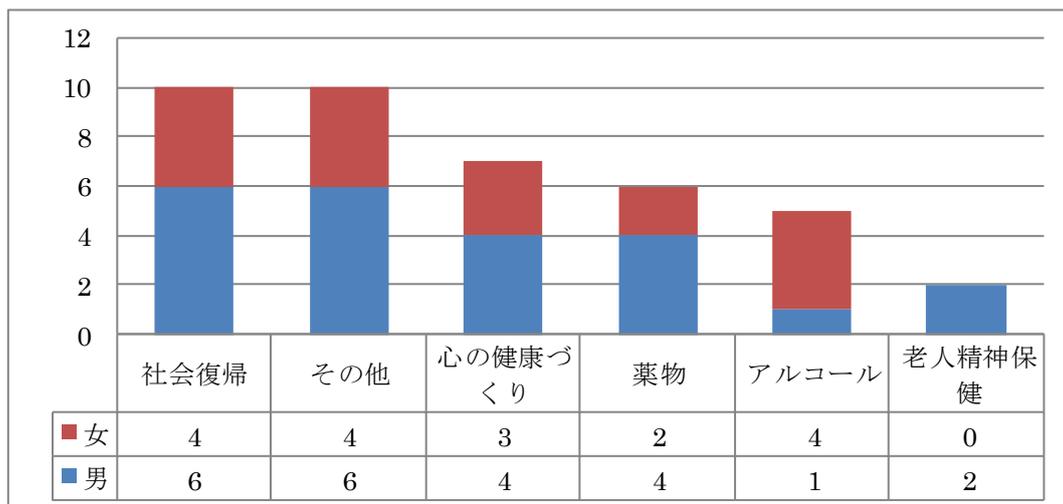
依頼機関	内容	担当
福島県警察本部	被害者等支援連絡協議会	保健師
	警察学校講義	医師
少年鑑別所	講話	薬剤師
福島公共職業安定所	県北地域障害者雇用連絡会議	保健師
福島保護観察所	心神喪失者等医療観察法運営連絡協議会	保健師、心理判定員
	心神喪失者等医療観察法ケア会議	心理判定員
福島県薬物乱用対策推進本部	福島県薬物乱用対策推進本部会議	医師
ふくしまこころネットワーク	精神障がい者地域移行・地域定着検討会	保健師
	ふくしまこころネットワーク総会	保健師
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター養成研修会	保健師
	ピアサポーター活動支援事業理解促進研修会	保健師
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター運営委員会	医師
	心のケアセンター月例会議	保健師
	アルコールプロジェクト会議	保健師
	地域アルコール対応力強化事業研修会	保健師
相馬広域こころのケアセンター なごみ	精神障がい者アウトリーチ推進事業評価委員会	保健師
	心のケアセンター連絡調整会議	保健師
ひきこもり支援センター	ひきこもりケース会議	医師、保健師、心理判定員

#### 4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

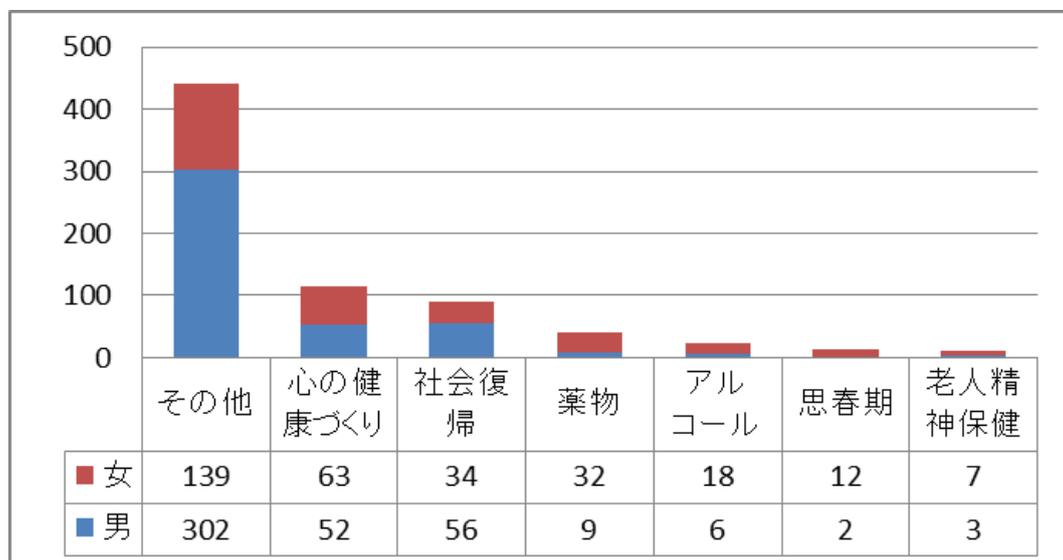
(1) 精神保健福祉相談（来所、センター代表電話・こころの電話・心の健康相談ダイヤル）  
件数の推移（H16～26年度）



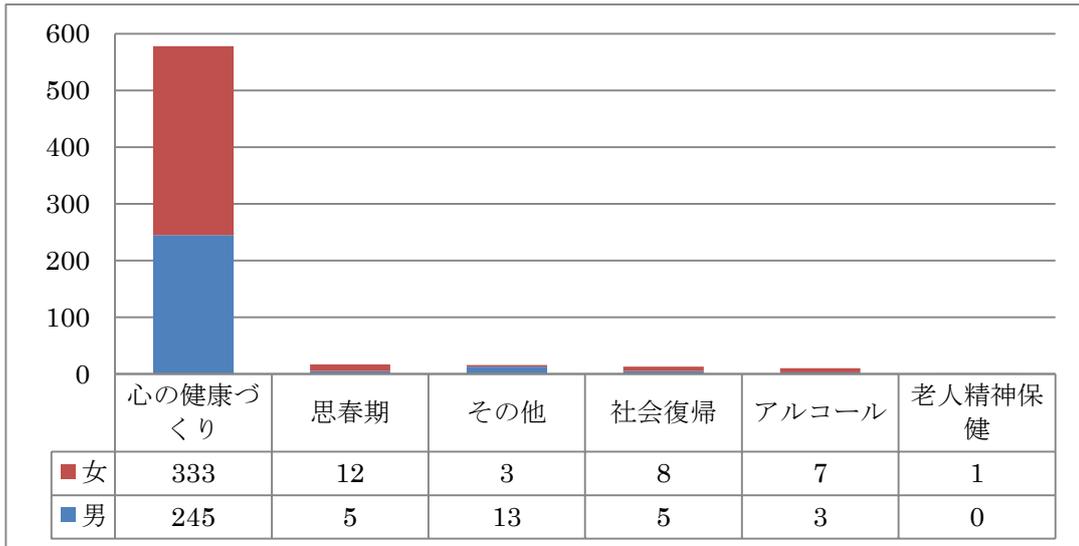
##### ア 来所による相談



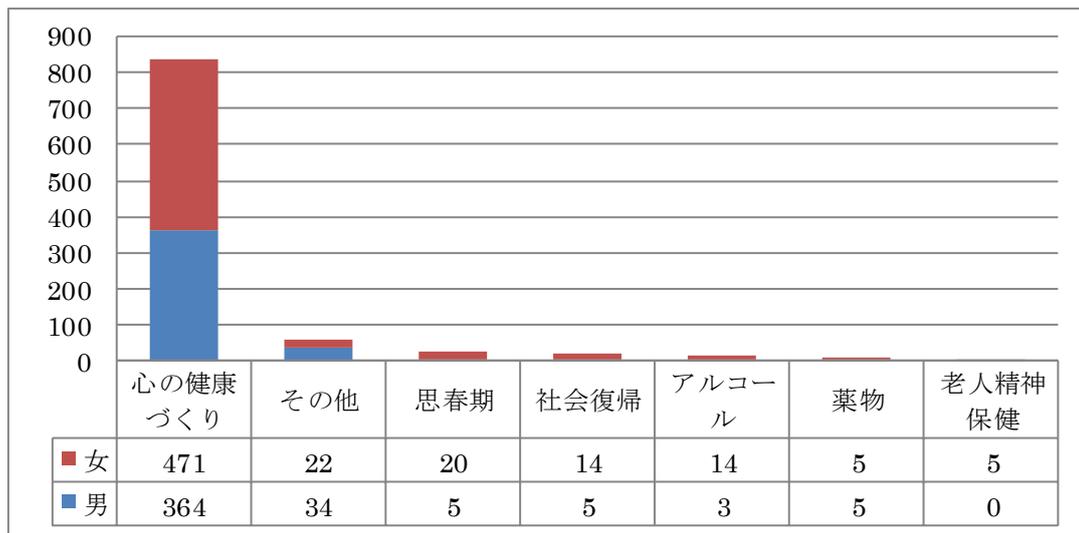
##### イ センター代表電話への相談



ウ こころの電話への相談



エ 心の健康相談ダイヤルへの相談



(2) 相談に付随する診療状況

センター内診療施設において行っています。

ア 診療受付状況

	男	女	計
初回診療者数	11	4	15
再診療者数	11	10	21
診療者総数	22	14	36

イ 診療処理状況

診療実件数	36	投薬	院内	76
診療延件数	247		院外	150
相談助言指導	0			
診療に伴う諸検査数	9			
諸検査の内訳	脳波	0		
	心理	8		
	血液	1		

ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

診断名		年齢	≤10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	60<	計 (%)
F0	症状性を含む器質性精神障害	男								
		女								
F1	精神作用物質による精神及び行動の障害	男								
		女								
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	男				1	1		1	3(8.3)
		女						2	1	3(8.3)
F3	気分(感情)障害	男				2	4	4	3	13(36.1)
		女			3	2		1	1	7(19.4)
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	男				1				1(2.8)
		女					1	1		2(5.6)
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	男								
		女								
F6	成人の人格及び行動の障害	男								
		女								
F7	精神遅滞	男				3				3(8.3)
		女								
F8	心理的発達の障害	男				2	1			3(8.3)
		女								
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	男								
		女								
G4	てんかん	男								
		女							1	1(2.8)
その他		男								
		女								
計		男				9	6	4	4	23
		女			3	2	1	4	3	13

5 精神障がい者地域移行・地域定着関連事業

(1) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着推進事業

精神科病院の社会的入院を解消し、障がい者本人が暮らしたいと望む地域において、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現させることを目的に、長期入院者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備を行っています。

精神保健福祉センターにおいては、当該事業が円滑かつ効果的に実施ができるよう関係者の研修を実施すると共に、委託事業に関する支援を行っています。

ア 地域移行スキルアップ・理解促進研修会

(ア) 精神障がい者地域移行・地域定着分野別研修

精神障がい者地域移行・地域定着検討会で上げられた課題の検討を進めていく中で、社会資源の構築等のために必要な研修を実施しています。

○全体研修

日時・場所・対象者	内容	出席者
平成26年8月8日(金) 14:00~16:30	1 行政説明「改正精神保健福祉法の概要」 説明者 障がい福祉課 主査 武藤節雄氏	123名
郡山市総合福祉センター 5階集会室	2 講演「改正精神保健福祉法における医療と福祉の連携」 講演(1) (ア)「退院後生活環境相談員について」 (イ)「医療保護入院者退院支援委員会について」 講師 針生ヶ丘病院 福祉課長(精神保健福祉士) 松本マチ子 氏 講演(2) (ア)「地域援助事業者について」 (イ)「医療と福祉の連携フローについて」 講師 会津若松市障がい者総合窓口 (障がい者相談支援事業所 アガッセ) 管理者(精神保健福祉士) 齋藤研一 氏	
市町村精神保健福祉関係職員、相談支援事業所職員、精神科病院職員、地域自立支援協議会関係者、不動産会社関係者、県保健福祉事務所職員等		
平成26年9月11日(木) 14:00~16:30	1 講演「精神障がい者の住居の確保」 講師 阪井ひとみ氏(阪井土地開発株式会社 代表取締役 NPO法人おかやま入居支援センター理事)	75名
郡山市総合福祉センター 5階集会室	2 実践報告「郡山市自立支援協議会における住居の確保に関する取り組み」 報告者 細川世志朗氏(郡山市自立支援協議会自立生活支援部会長 社会福祉法人安積愛育園 グループホームボク 地域 支援グループマネージャー)	
市町村精神保健福祉関係職員、相談支援事業所職員、精神科病院職員、地域自立支援協議会関係者、不動産会社関係者、県保健福祉事務所職員等		

○精神科病院研修会

No	圏域	対象病院	日時	内容	出席者
1	東北 県 北	東北 病院	平成27年 3月4日(水) 14:30~16:00	1 講演「精神障がい者の地域移行・地域定着を支援する ～地域移行支援とその他の地域障がい福祉サービスについて～」 講師 NPO法人福島・伊達精神障害福祉会 相談支援センターひびき 施設長 本田祐史氏 2 体験発表「私のリカバリーストーリー」 体験発表者 ピアサポーター	54名
2	中 県	寿泉 堂 松南 病院	平成26年 12月11日(木) 14:00~16:00	1 講話「精神障がい者の地域移行・地域定着を支援する ～地域移行支援とその他の地域の障がい福祉サービスについて～」 講師 社会福祉法人郡山コスモス会 コスモスクラブ 相談支援専門員 佐藤清一郎 氏 2 体験発表「私のリカバリーストーリー」 体験発表者 ピアサポーター	28名

3	いわき	四倉病院	平成27年	1 講演「地域移行支援の概要について」	46名
			2月5日(木)	講師 社会福祉法人希望の杜福祉会	
			13:15～14:15	スペースけやき 管理者 木村活昭 氏	
				2 体験発表「私のリカバリーストーリー」	
				体験発表者 ピアサポーター	
合計					128名

※ピアサポーターの体験発表は、精神科病院入院患者地域移行マッチング事業に基づく「精神障がい者ピアサポーター活用事業」として県、保健福祉事務所と共催で実施した。

### (イ) 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修(いわき圏域)

精神障がいの地域移行・地域定着に関する関係者の理解を深めるために研修会を行っています。本研修会は各圏域毎に県保健福祉事務所が行っており、精神保健福祉センターは、いわき圏域を担当しています。

#### 第1回

- ・日時 平成27年1月7日(火) 13:30～15:30
- ・場所 いわき市総合保健福祉センター
- ・内容 講演①「精神疾患の理解と精神障がい者の現状」  
講師 新田目病院 精神保健福祉士 水野英一氏  
講演②「精神障がい者に対する地域の支援体制」  
講師 スペースけやき 管理者(精神保健福祉士) 木村活昭 氏  
グループワーク
- ・出席者数 14名

#### 第2回

- ・日時 平成27年3月6日(金) 13:30～14:30  
見学場所：グループホーム きぼうの家 北目  
" ゆるーりハウス大館
- ・出席者数 5名

### イ 精神障がい者地域移行・地域定着検討会への支援

精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、「精神障がい者地域移行・地域定着検討会」を平成25年度より設置し、精神障がい特有の解決困難な課題の検討を行い、自立支援協議会の各部会や地域生活移行圏域連絡会、地域自立支援協議会等との連携を図り、課題解決のための検討を行っています。

精神保健福祉センターでは、受託先であるふくしまこころネットワークが検討会を行うにあたり支援を行っています。

#### 精神障がい者地域移行・地域定着検討会への支援の実施状況

内 容	支援回数	担 当
精神障がい者地域移行・地域定着検討会	3	保健師
精神障がい者地域移行・地域定着全体会	2	
" 検討会開催に関する打ち合わせ	3	

### ウ 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業への支援

福島県では、平成25年度から、「精神障がい者ピアサポーター活動支援事業」として、障がい福祉サービス事業所等を対象に、精神障がい者ピアサポーターの理解を深める研修を実施し、ピアサポーター養成のためのスキルを身につけ、活動内容を学ぶことで、ピアサポーターの活動の場の拡充を図るため、業務委託して、各種研修会を実施しています。

精神保健福祉センターでは、受託先である特定非営利法人アイキャンが研修を行うに当たり、支援を行っています。

### ピアサポーター養成に関する支援の状況

内 容	支援回数	担 当
ピアサポーター活動支援事業に関する打ち合せ	2	保健師
ピアサポーターについての理解と支援方法を学ぶ研修	1	
ピアサポーター養成研修実習(ピアサポーター初任者研修も含む)	8	
ピアサポーター向け講師養成研修	1	
ピアサポーター理解促進研修	1	

### エ 精神障がい者ピアサポーター・協力事業所登録事務の実施

「精神障がい者ピアサポーター活動体制整備要領（H26.3.31 施行）」に基づき、精神障がい者ピアサポーターとして活動を希望する登録希望者、及びその協力事業所として登録を希望する事業所からの登録に関する事務を実施しました。

また、登録状況を当センターホームページに掲載し、ピアサポーターの活動を要請する機関への周知を図りました。

#### ○登録事務取扱件数

内 容	件数
精神障がい者ピアサポーター 登録申込み	62件
精神障がい者ピアサポーター協力事業所 登録申込み	23件

### (2) 精神障がい者アウトリーチ推進事業

県内相双地域においては、「震災対応型アウトリーチ推進事業」として、居宅生活を送っている精神障がい者のうち、未受診者、受診中断者等自らの意思により受診できない者で、日常生活の危機が生じている者に対して、多職種チームにより地域生活継続のための支援を、「NPO 法人 相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会」に業務委託して実施しております。

精神保健福祉センターでは、本事業に伴う会議に出席し、支援を実施しております。

#### 精神保健福祉センターにおける支援の状況

会議名	出席回数	出席者
事業評価委員会（相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会）	2	保健師

## 6 自殺対策関連事業

### (1) 市町村人材育成事業

#### ア 自殺対策関係者研修(司法書士研修会)

福島県の司法書士会の会員が、「気づく、つなぐ、(いのちを)守る」をキーワードに、自殺対策や心の健康についての知識を習得することにより、相談等に訪れた方々に対し、心理状況に配慮した対応ができるよう、また、自殺対策における各支援者の役割について理解の促進を図り、必要に応じて心の相談機関につなぐことができるよう理解の促進を図っています。

さらに、支援者が自らのパワーレス状態にきづくことができ、健康を保ちながら支援することができるよう研修を行っています。

①日時 平成27年1月30日(金) 13:10～14:00

②場所 福島グリーンパレス

③内容 ○講演「相談支援における自身のメンタルヘルス」

講師 財団法人大原総合病院附属 清水病院

臨床心理士 酒井 芳子 氏

④参加者 20名

## イ 自殺対策関係者研修(弁護士研修会)

福島県の弁護士会の会員が、「気づく、つなぐ、(いのちを)守る」をキーワードに、自殺対策や心の健康についての知識を習得することにより、相談等に訪れた方々に対し、心理状況に配慮した対応ができるよう、また、自殺対策における各支援者の役割について理解の促進を図り、必要に応じて心の相談機関につなぐことができるよう理解の促進を図っています。

さらに、支援者が自らのパワーレス状態にきづくことができ、健康を保ちながら支援することができるよう研修を行っています。

①日時 平成27年2月1日(日) 13:00~16:30

②場所 福島市市民会館

③内容 ○講演・演習「うつ病への対応」

講師 公益財団法人金森和心会 針生ヶ丘病院

リハビリテーション課長 本間 真 氏

○情報提供「こころの相談機関と連携について」

提供者 福島県精神保健福祉センター

自殺対策専門員 梅津 直美

④参加者 16名

## ウ 市町村自殺対策主管課長・担当者研修会

平成24年に示された自殺総合対策大綱の見直しでは、地域レベルの実践的な取り組みと、関連する分野間の連携体制を確立し包括的な生きる支援を展開していくことの必要性が指摘されています。

自殺対策担当者の知識や技術の向上、自殺に対する問題意識の共有による相互の連携強化、効果的な自殺対策ネットワークの構築、及び市町村等行政における効果的な自殺予防対策の推進を図っています。

①日時 平成26年10月2日(木) 13:00~15:40

②場所 郡山市保健所

③内容 ○講演「自殺対策におけるネットワーク事業の

取り組みについて—こころといのちの相談支援事業—

講師 足立区足立保健所 こころとからだの健康づくり課

こころといのち支援係長 中村 加奈重 氏

○情報提供1「いわき市自殺予防対策連絡会議の取り組みについて」

提供者 いわき市保健所地域保健課 精神保健係 鈴木 美智子 氏

○情報提供2「自殺の現状と対策(予防)」

提供者 福島県精神保健福祉センター

自殺対策専門員 梅津 直美

④参加者 45名

## エ 救急医療関係職員研修

自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は、自殺未遂者以外の者に比べて著しく高いことを踏まえ、救急医療機関と地域の関係機関とが連携することにより自殺未遂者への支援の充実を図ります。

①日時 平成27年1月23日(金) 13:30~15:45

②場所 福島県精神保健福祉センター

③内容 ○講演「自殺未遂者支援の課題

～平成21年度 救急医療機関における自殺対策企図対応調査をもとに～

講師 福島県精神保健福祉センター

所長 畑 哲信

○講演「自殺未遂者支援における救急医療と地域との連携について」

講師 岩手医科大学医学部 災害・地域精神医学講座

特命教授 大塚 耕太郎 氏

④参加者 46名

## オ 自死遺族支援者研修会

自死遺族を支援している民間団体及び行政関係者等に対し、相談に必要な知識の修得や情報交換を行っています。

- ①日時 平成27年2月20日（金）13：30～15：40
- ②場所 精神保健福祉センター デイルーム
- ③内容 ○講演「自死遺族に向き合う」  
講師 いわきグリーンケア協会  
代表 藁谷 聡 氏
- ④参加者 39名

## (2) 対面型相談支援事業

### ア 各保健福祉事務所・保健所開催の「うつ病家族教室」への支援

平成21年度うつ研究事業として「うつ病家族教室」「家族のためのうつ病講演会」を実施。平成22年度は同事業を精神保健福祉センターおよび各保健福祉事務所にて実施。平成23年度以降は各保健福祉事務所が実施する「うつ病家族教室」への技術支援を要望により行っています。

○県北保健福祉事務所：3回

### イ 自殺未遂者サポート事業

○会津保健福祉事務所開催の「未遂者支援ネットワーク事業」の企画や会議にて助言。

## (3) 自死遺族等の相談

自死遺族からの相談に対応することにより、自死遺族の心理的影響や苦痛を和らげ、回復を図ることを目的として平成20年から23年度までは隔月1回で定期的相談会を実施。平成24年度からは、精神保健福祉相談として随時の相談を受けています。

○電話相談 実 7件・延 9件

## (4) 心の健康相談ダイヤル

自殺に関連する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

- ①名称 心の健康相談ダイヤル
- ②開設 平成21年9月～
- ③受付時間 平日（月～金） 9：00～17：00
- ④相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談
- ⑤相談員 精神保健福祉士、保健師等
- ⑥相談件数 967件（内訳4・(1)・エ 心の健康相談ダイヤルへの相談のとおり）

## (5) 普及啓発事業

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、関係機関へ配布、及び精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

- ①若者自殺予防普及啓発グッズ「こころリラックスシール」
- ②未遂者支援ハンドブック「自分を傷つけてしまった…～相談の手引き～」
- ③相談窓口案内リーフレット「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」 改訂版
- ④うつ病予防パンフレット「あなたのこころは元気ですか？～うつ病への気づきと対応～」 改訂版

## (6) 自殺対策情報交換メール(情報収集・提供)

自殺対策において、自殺対策関係者（市町村・保健福祉事務所）がどんな情報を必要としているかニーズを把握し、時宜に応じた情報提供や助言を行っています。

また、情報を自殺対策関係者（支援者）間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立てています。

## ア 定期的メールによる情報提供

市町村・県保健福祉事務所・県障がい福祉課へ配信後、ホームページへ掲載

4月：「震災前後の自殺実態・自殺対策」

7月：「自殺統計」

10月：「自殺対策（地域の連携）」

## イ 随時のメールによる情報提供・助言

メール・電話による問い合わせを受け付け回答。

	実(件)	延べ(件)
市町村	12	18
市保健所	14	14
保健福祉事務所	30	71
その他	25	30
計	81	133

問い合わせの内容としては、「自殺統計」が半数を越え、次いで「事業企画」に関することとなっています。

## ウ 継続的な助言

平成25年5月に市町村内の自殺対策連携組織についてのアンケート実施の後、庁内ネットワークづくりに関する助言を希望する市町村3カ所(相馬市・白河市・会津美里町)を選定し、ネットワークを構築していくために継続的に助言を行っています。

なお、市町村支援に関して管轄保健福祉事務所との情報共有と連携を密に図っています。

	電話・メール FAX (件)	来所等 (件)	合計 (件)
相馬市(相双保福)	2	0	2
白河市(県南保福)	4	1	5
会津美里町(会津保福)	1	2	3
計	7	3	10

## 7 特定相談事業

### (1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 ひきこもり、不登校、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者（本人・家族等）

①開催日 主に第2、第4木曜日 13:00～16:00（予約制） 18回

②場所 精神保健福祉センター

③相談員 精神科医（非常勤医師）、保健師

④相談件数 24件

○相談内容 思春期4件 アディクション5件 その他15件  
(別掲ひきこもり3件、うつ1件)

○相談者 本人のみ 7件 本人と家族 2件 家族のみ15件

○相談結果 受診勧奨11件 助言終了7件 関係機関紹介6件

## (2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的として行っています。(対象者 一般県民及び関係者)

- ①日時 平成26年10月6日(月) 13:30~16:00
- ②場所 郡山市労働福祉会館 大ホール
- ③内容 「思春期のこころと病」  
講師 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所児童・思春期精神保健研究部 室長 高橋 秀俊 氏
- ④参加者 72名

## (3) ひきこもり対策事業担当者会議

ひきこもり対策を推進するため、ひきこもり対策事業担当者の相談支援に関するレベルアップを図るとともに、情報交換や課題の検討を重ねることで、地域に即した支援体制の整備を行っています。

(対象者 県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所、県障がい福祉課、ひきこもり支援センター)

- ①日時 平成27年2月23日(月) 13:00~16:00
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③内容 ひきこもり対策の国及び当県の動向  
各機関のひきこもり対策事業の今年度の実施状況と次年度の計画  
伝達研修  
ひきこもり支援に関する意見交換
- ④参加者 14名

## 8 薬物関連相談事業

### (1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

- (対象者 薬物依存症者及び家族)
- ①日時 毎月第3木曜日 13:30~16:00
  - ②場所 精神保健福祉センター
  - ③相談員 精神科医(非常勤嘱託医3名)、回復施設スタッフ(2名)
  - ④相談件数 10件
  - 相談内容 薬物、ギャンブル

### (2) 薬物家族教室の開催

家族自身の回復を図るため、薬物依存症についての正しい知識、問題解決方法を学ぶとともに、家族同士の交流を行っています。

- (対象者 薬物乱用・依存の問題を抱える家族)
- ①日時 毎月第3木曜日 13:30~15:30
  - ②場所 精神保健福祉センター
  - ③内容 第1部 精神科医師等による講話  
第2部 グループミーティング
  - ④参加者 実31名(23家族)、延べ98名

### (3) 薬物依存症に関する講演会（アディクションフォーラム）

一般県民を対象に薬物依存症に対する正しい知識と薬物乱用の恐ろしさの啓発を行っています。

（対象 県民一般、薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員）

①日時 平成26年12月 4日（水） 13：30～16：00

②場所 郡山市音楽・文化交流館 ミューカルがくと館

③内容 テーマ どうしてクスリを使わなければならなかったのか？～薬物依存症の理解と回復支援～

○講演 演題「どうしてクスリを使わなければならなかったのか？」

講師 医療法人社団祐和会 大石クリニック 院長 大石 雅之 氏

○磐梯ダルクの仲間たちによる「太鼓」演奏

○体験談「回復者からのメッセージ」 磐梯ダルク

④参加者 105名

### (4) 薬物関連問題実務担当者研修会

薬物関連問題は、複雑で深刻な問題を合併していることが多く、関係機関も多岐にわたっていることから、薬物問題についての適切な対応策について学びかつ連携を図っています。

対象 保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員、薬物乱用防止指導員等

①日時 平成26年 9月24日（水） 13：30～15：30

②場所 ビッグパレットふくしま

③内容 ○情報提供「乱用薬物の現状」

説明者 福島県薬務課

○講演 薬物依存症の理解と対応～医療の現場から～

講師 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

精神科医師 佐久間 寛之 氏

④参加者 70名

## 9 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

精神保健福祉関係組織	一般社団法人福島県精神保健福祉協会 各種自助グループ (アディクション、共依存、自死遺族) 等
------------	---

	患者会	家族会	断酒会	その他
支援回数等	2	0	0	0

## 10 福島県精神医療審査会事務（精神保健福祉法第12条に基づく審査会）

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について審査を行っています。

### (1) 審査会の体制

- ①委員数 20名（医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名）  
 予備委員数 23名（合議体に属さず、退院請求の意見調査を行う委員／医療委員13名、法律委員6名、学識委員4名）
- ②合議体数 4合議体
- ③審査会開催数 2回／月（毎月第2・第4水曜日）
- ④全体会開催数 1回／年

### (2) 届出書類の審査状況

種類	項目	件数	引き続き現在の入院形態での入院が適当	他の入院形態への移行が適当	入院の継続は適当でない	定期の報告等に係る審査保留
医療保護入院者の入院届		2,601	2,601	0	0	0
措置入院者の定期病状報告書		40	40	0	0	0
医療保護入院者の定期病状報告書		1,795	1,795	0	0	0
合計		4,436	4,436	0	0	0

### (3) 退院等請求

	請求件数	入院形態		請求区分		性別		取下件数	意見聴取		審査件数	未処理
		医療保護	措置	退院	処遇改善	男	女		実施件数	省略件数		
25年度未処理	3	2	1	2	1	3	0	0	3	0	3	0
26年度受理	48	42	6	45	3	35	13	17	25	0	25	6
合計	51	44	7	47	4	38	13	17	28	0	28	6

### (4) 実地審査との連携

- ①実地審査対象者の選定  
 合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。29病院実施
- ②実地審査結果についての審査  
 知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について審査を行っています。
- ③審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。

## 11 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認

### (1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務（精神保健福祉法第45条第1項）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がい状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることで、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数 5,576件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成26年度	722	3,091	1,610	5,423

③不承認件数 153件

④年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成26年度	1,404	6,098	2,849	10,351

### (2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定（障害者総合支援法第52条第1項）

障害者総合支援法に基づき制度で、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。入院医療費は対象になりません。

①年間申請件数（うち新規件数） 23,093件（1,959件）

②承認状況承認数 23,088 件

③不承認数 5 件

④年度末所持者数 22,822 人

### Ⅲ 参考資料

#### 1 精神科病床を有する病院数、入院患者数

平成25年6月末現在

設置主体別	病院別	精神科病院		一般病院		総精神病床数	指定病床数	病床普及率 (人口万対)	病床利用	
		病院数	病床数	病院数	病床数				入院患者数	利用率
総数	31	23	5,581	8	980	6,561	200	33.7	5,208	79.4
県立	2	1	206	1	49	255		1.3	160	62.7
指定病院	21	19	5,023	2	563	5,586	200	28.7	4,535	81.2
その他	8	3	352	5	368	720		3.7	513	71.3

(注) 1 指定病院とは、精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院をいう。

(注) 2 人口万対は、平成25年10月1日現在人口による。

出典：平成25年度精神保健福祉関係資料

#### 2 在院患者数、性・年齢・病類別

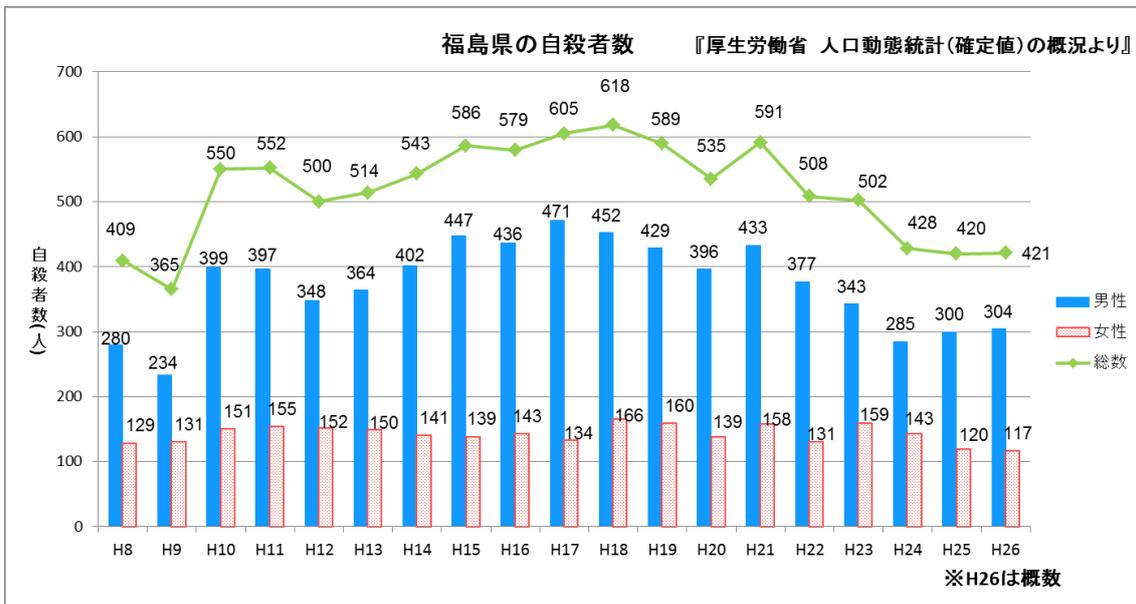
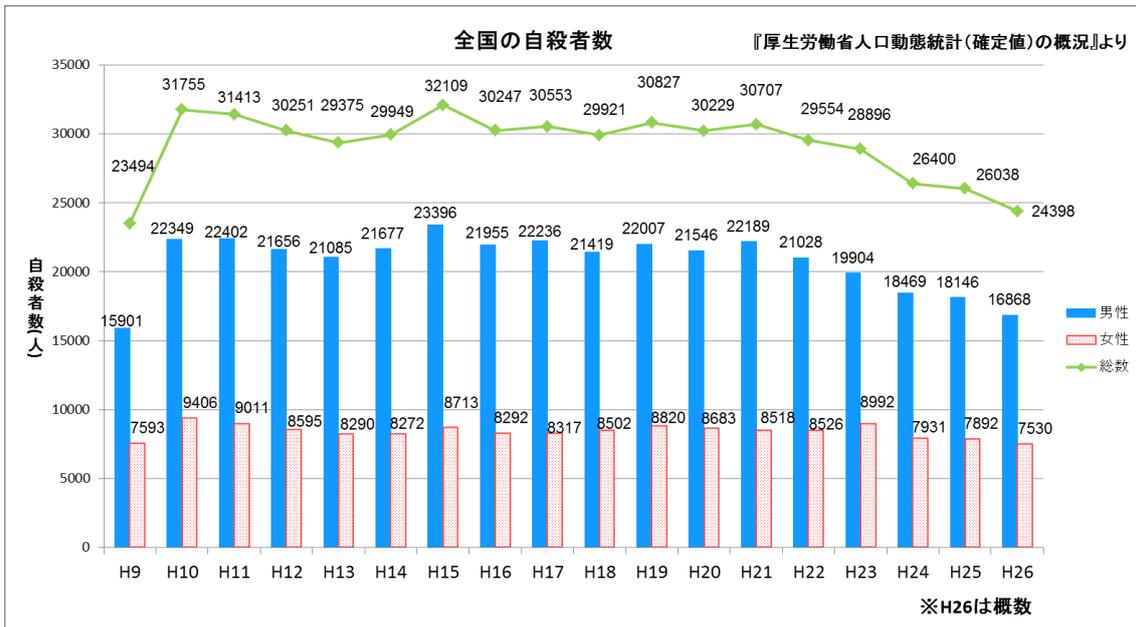
平成25年6月末現在

項目	総数	男性			女性			措置入院者数 (再掲)
		20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	
統合失調症、統合失調症型障害	3,150	3	1,059	625	6	775	682	21
気分(感情)障害	450	2	88	88	2	97	173	1
症状性を含む器質性精神障害	966	-	81	323	1	32	529	-
アルツハイマー病型認知症	503		11	163	1	10	318	
血管性認知症	137		9	55		3	70	
上記以外の精神障害	326		61	105		19	141	
精神作用物質による精神障害	158	-	57	80	-	13	8	-
アルコール使用による精神障害	148		50	77		13	8	
覚せい剤による精神障害	4		3	1				
上記以外の精神障害	6		4	2				
神経症性障害、ストレス関連障害	84		19	12	4	23	26	
人格障害	20		7	6		5	2	1
その他の精神障害	36	6	15	1	4	8	2	
精神遅滞(知的障害)	182		72	30		42	38	2
てんかん	116		42	19		27	28	
その他	46		18	14		5	9	
合計	5,208	11	1,458	1,198	17	1,027	1,497	25

出典：平成25年度精神保健福祉関係資料

## 4 自殺者数の推移

(平成9 - 26年 : 全国との比較)



平成 26 年度

福島県精神保健福祉センター所報（第 43 集）

発行日 平成 27 年 7 月  
発行所 福島県精神保健福祉センター  
〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号  
TEL (024) 535-3556  
FAX (024) 533-2408  
E-mail seishohokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp  
ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>